第 27 回日本組織適合性大会のご案内

第 27 回日本組織適合性学会大会
大会長　太田　正穂
（信州大学医学部内科学第 II 教室）

日本組織適合性学会・会員の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび，第 27 回日本組織適合性学会大会を松本市で 2018 年 9 月中旬に開催いたします。松本では，本学会の前身である日本組織適合性研究会を，1977 年に開催して以来 41 年ぶりの開催であり，このような歴史と伝統のある本大会を開催させていただくことは誠に光栄でございます。本大会は，高度な多型性と機能を有する MHC 研究の最新の進歩•進捗状況，臨床応用を見据えて「MHC 多様性の科学―基礎から“Precision Medicine”の実現へ―」をテーマとしました。HLA の臨床現場への有用性は，個別化医療（personalized medicine）と言うよりもまさしく適確医療（precision medicine）の実現と思われます。会場となるまつもと市民・芸術館は，松本駅から徒歩 10 分程で，国宝松本城，美術館，松本の中心街にも気軽に出向くことが可能であります。気候に恵まれたこの時期，城下町松本にぜひ多くの皆様方の御参加を心からお待ちしております。

会　期：平成 30 年 9 月 21 日（金）～ 9 月 23 日（日）
会　場：まつもと市民・芸術館
〒 390–0815　長野県松本市深志 3–10–1
TEL: 0263–33–3800

大会プログラム（予定）

特別講演（2 題），学会賞受賞講演，シンポジウム（疾患感受性，腫瘍免疫，臓器移植・造血細胞移植），一般演題（口演・ポスター），QCWS 集会，教育講演（認定 HLA 技術者講習会），初心者講習会，ランチョンセミナーなど
演題応募期間：平成 30 年 4 月 16 日（月）～ 6 月 1 日（金）

大会事務局

本大会に関するお問い合わせは，下記の事務局にお願いいたします。
信州大学医学部内科学第 II 教室
第 27 回日本組織適合性学会大会事務局
〒 390–8621　松本市旭 3–1–1
TEL: 0263–37–2634　E-mail: jshi2018@shinshu-u.ac.jp

大会ホームページ

2018 年 1 月頃に公開予定

※ QCWS 集会，教育講演は 9 月 23 日（日）に開催いたします。

参加登録，宿泊予約，演題募集要項，大会プログラムの詳細については，順次ホームページでお知らせいたします。

組織適合性検査技術者認定制度
平成 30 年度・認定 HLA 検査技術者講習会のお知らせ

組織適合性検査技術者認定制度委員会
委員長　田中　秀則
組織適合性教育委員会
委員長　太田　正穂

日　時：平成 30 年 9 月 23 日（日曜日）
時刻：9 時 00 分〜 11 時 00 分の予定

会　場：第 27 回・日本組織適合性学会 大会会場
まつもと市民・芸術館
〒 390–0815　長野県松本市深志 3–10–1（TEL 0263–33–3800）

テキスト：テキストは講習会の約 1 ヶ月前に，学会ホームページ上に掲載しますので各自，御参照ください。会場でのテキストの販売は，いたしません。

受講証明書：認定制度に関わる受講証明の受領を希望される方には，会場入口の受付にて，1 人につき 1 枚を発行いたします。

内　容：各講習とも質疑応答を含めて，35 分を予定しています。なお講師と講演タイトルについては，今後決定次第，平成 30 年 3 月上旬ごろに学会ホームページに掲載いたします。

（1）HLA に関する基礎医学的な講演
（2）HLA タイピングあるいは抗 HLA 抗体検査に関する講演
（3）臓器移植の臨床医学に関する講演

この講習会は，今後 HLA 検査技術者認定を取得，あるいは更新しようとする者を対象に実施されますが，それ以外の大会参加者であっても自由に参加することができます。事前に受講希望届けを提出し，事前登録していただく必要はございません。

Major Histocompatibility Complex　2017; 24 (3): 183–189

認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度規則

（目的）

第 1 条　この制度は，組織適合性に関する専門知識並びに精度の高い検査の施行を通じて，医療及び社会へ貢献できる認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者の育成を目的とする。また，医療及び社会へ貢献できる認定組織適合性検査施設に関する規定は，別途「認定組織適合性検査登録施設認定制度規則」に定める。

（定義）

第 2 条　認定 HLA 検査技術者とは，HLA 検査に関する基礎的な知識を有し，HLA 検査を正確に行える技能を有する者をいう。

（1）認定 HLA 検査技術者の英語名称は，Certified HLA Technologist（JSHI）とする。

（2）認定 HLA 検査技術者の英語略称は，HT/JSHI とする。

2　認定組織適合性指導者とは，HLA 検査に関する広範な知識を有し，かつ指導的立場に立てる者をいう。

（1）認定組織適合性指導者の英語名称は，Certified Director for Histocompatibility（JSHI）とする。

（2）認定組織適合性指導者の英語略称は，DH/JSHI とする。

（組織適合性技術者認定制度委員会）

第 3 条　組織適合性技術者認定制度委員会（以下「委員会」という。）は，認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度に関する必要事項を審議する。

2　委員会は，第 1 条の目的を達成するために，認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者を認定する。

3　委員会の組織，運営については別に定める。

（指定履修課程）

第 4 条　委員会は，認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者育成のために，認定 HLA 検査技術者認定制度指定履修課程（以下「技術者履修課程」という。）及び認定組織適合性指導者認定制度指定履修課程（以下「指導者履修課程」という。）を別に定める。

（認定 HLA 検査技術者認定制度指定施設）

第 5 条　認定 HLA 検査技術者育成のために，適当と認めた施設を認定 HLA 検査技術者認定制度指定施設（以下「指定施設」という。）として認定する。

2　委員会は，認定した施設に対して，「認定 HLA 検査技術者認定制度指定施設認定証」を交付する。ただし，認定証の有効期間は 5 年とする。

3　指定施設は，5 年ごとに更新の手続きをしなければならない。

4　指定施設は，次の場合に認定が解除される。

（1）第 5 条第 1 項に該当しなくなったとき。

（2）指定施設の認定を辞退したとき。

（3）更新手続きを行わなかったとき。

（認定 HLA 検査技術者認定制度指定施設の基準）

第 6 条　指定施設は，次の各項のすべてを備えていなければならない。

（1）認定組織適合性指導者または HLA 検査技術者が勤務し，組織適合性検査に関する教育指導体制がとられていること。

（2）研修に関する要員，設備等が十分であること。

（3）備えるべき組織適合性検査の内容については別に定める。

2　外国における施設については委員会が別に定める。

（指定施設の認定及び認定更新）

第 7 条　指定施設の認定及び認定更新については，委員会の審議による。

（認定 HLA 検査技術者の認定試験受験資格基準及び申請手続き）

第 8 条　認定 HLA 検査技術者の認定試験受験資格基準は，申請の前年度までに次の各項のすべてを備えていなければならない。

（1）日本組織適合性学会（以下「学会」という。）の会員歴が，入会年度を含み通算して 3 年度以上あること。

（2）組織適合性検査に関する業務経験が 3 年以上あること。

（3）過去 5 年間で技術者履修課程に定められた講習の受講歴があること。

（4）別表に示した「認定組織適合性制度の資格申請に係る研究・検査実績等の単位換算表」に従い，過去 5 年間に総単位数 30 単位以上を取得していること。但し，当学会の大会への参加が 5 単位以上含まれていなければならない。

2　認定 HLA 検査技術者の認定試験の受験を申請しようとする者は，次の各項の書類を委員会事務局に所定の期日までに提出しなければならない。

（1）認定 HLA 検査技術者認定試験受験申請書（別記様式第 1）

（2）資格・更新審査基準証明書（別記様式第 2）

（3）講習修了証の写し

3　認定 HLA 検査技術者の認定試験の受験を申請する者は，受験料を委員会事務局に所定の期日までに納入しなければならない。

（1）受験料は，15,000 円とする。

（認定 HLA 検査技術者申請者の認定資格審査，研修，試験及び登録）

第 9 条　委員会は，年 1 回申請書類に基づき申請者の資格審査を行う。

2　資格基準を満たす申請者は，委員会が定めた技術者履修課程に基づき指定施設で所定の実技等の研修を受講しなければならない。

3　研修の日時，場所等は資格審査終了後に各申請者に文書で通知する。

4　委員会は，年 1 回試験（実技試験を含む）を行う。但し，実技試験は QC ワークショップの参加歴がある場合には免除される。

5　認定試験に不合格の場合，研修歴は翌年の試験まで有効とする。

6　委員会は，認定 HLA 検査技術者としての適否を審査し，適格者を認定 HLA 検査技術者として「認定 HLA 検査技術者認定登録原簿」に登録する。

（認定 HLA 検査技術者の認定効力）

第 10 条　認定 HLA 検査技術者の資格は認定登録原簿に登録後発効する。

2　登録者には登録時に「認定 HLA 検査技術者認定証」を学会の理事長から交付する。

3　登録者は，日本組織適合性学会誌に公告する。

4　認定証の有効期間は，登録した日から 5 年目の年末日までとする。

（認定 HLA 検査技術者の認定登録更新資格基準及び申請手続き）

第 11 条　認定 HLA 検査技術者の認定更新を申請する者は，更新申請日までに次の各項のすべてを備えていなければならない。

（1）別表に示した「認定組織適合性制度の資格申請に係る研究・検査実績等の単位換算表」に従い，認定資格取得後 5 年間で，総単位数 30 単位以上を取得していること。但し，当学会の大会への参加が 5 単位以上含まれていなければならない。

（2）更新申請年度の過去 2 年間に技術者履修課程に定められた講習を 1 回以上受講していること。

（3）更新申請年度の過去 5 年間に学会が主催する QC ワークショップ集会への参加があること。

2　登録更新の申請をする者は，認定証の有効期間満了の 1 年前から半年前までの間に委員会事務局に次の各項の書類を提出しなければならない。

（1）認定 HLA 検査技術者認定登録更新申請書（別記様式第 3）

（2）資格・更新審査基準証明書（別記様式第 2）

（3）講習修了証の写し

3　認定 HLA 検査技術者の認定更新を申請する者は，登録更新料を委員会事務局に所定の期日までに納入しなければならない。

（1）登録更新料は，15,000 円とする。

（認定組織適合性指導者の認定試験受験資格基準及び申請手続き）

第 12 条　認定組織適合性指導者の認定試験受験資格基準は，申請の前年度までに次の各項のすべてを備えていなければならない。

（1）認定 HLA 検査技術者として登録された年度を含み 3 年度を経過した者。

（2）学会の会員歴が，入会年度を含み通算して 7 年度以上あること。

（3）組織適合性検査に関する業務経験が 7 年以上あること。

（4）5 年間で指導者履修課程に定められた講習の受講歴があること。

（5）5 年間で学会が主催する QC ワークショップ集会の参加歴があること。

（6）別表に示した「認定組織適合性制度の資格申請に係る研究・検査実績等の単位換算表」に従い，過去 5 年間に総単位数 70 単位以上を取得していること。但し，当学会の大会への参加が 10 単位以上含まれていなければならない。

2　認定組織適合性指導者の認定試験の受験を申請しようとする者は，次の各項の書類を委員会事務局に所定の期日までに提出しなければならない。

（1）認定組織適合性指導者認定試験受験申請書（別記様式第 4）

（2）資格・更新審査基準証明書（別記様式第 2）

（3）講習修了証の写し

3　認定組織適合性指導者の認定試験の受験を申請する者は，受験料を委員会事務局に所定の期日までに納入しなければならない。
（1）受験料は，30,000 円とする。

（認定組織適合性指導者認定申請者の認定資格審査，試験及び登録）
第 13 条　委員会は，年 1 回申請書類に基づき申請者の資格審査を行う。
2　委員会は，資格基準を満たす申請者に対して，年 1 回試験を行う。
3　委員会は，認定組織適合性指導者としての適否を審査し，適格者を認定組織適合性指導者として「認定組織適合性指導者認定登録原簿」に登録する。

（認定組織適合性指導者の認定効力）
第 14 条　認定組織適合性指導者の資格は認定登録原簿に登録後発効する。
2　登録者には登録時に「認定組織適合性指導者認定証」を学会の理事長から交付する。
3　登録者は日本組織適合性学会誌に公告する。
4　認定証の有効期間は，登録した日から 5 年目の年末日とする。

（認定組織適合性指導者の認定登録更新資格基準及び申請手続き）
第 15 条　認定組織適合性指導者の認定更新を申請する者は，更新申請日までに次の各項のすべてを備えていなければならない。
（1）別表に示した「認定組織適合性制度の資格申請に係る研究・検査実績等の単位換算表」に従い，認定資格取得後 5 年間で，総単位数 70 単位以上を取得していること。但し，日本組織適合性学会誌における原著論文，総説，または学会の大会における発表が 15 単位以上含まれていなければならない。また，原則として，当学会の大会への参加が 15 単位以上含まれていなければならない。
（2）更新申請年度の過去 2 年間に指導者履修課程に定められた講習会を 1 回以上受講していること。
（3）更新申請年度の過去 5 年間に学会が主催する QC ワークショップ集会への参加歴があること
2　登録更新の申請をする者は，認定証の有効期間満了の 1 年前から半年前までの間に委員会事務局に次の各項の書類を提出しなければならない。
（1）認定組織適合性指導者認定登録更新申請書（別記様式第 5）
（2）資格・更新審査基準証明書（別記様式第 2）
（3）講習修了証の写し
3　認定組織適合性指導者の認定更新を申請する者は，登録更新料を委員会事務局に所定の期日までに納入しなければならない。
（1）登録更新料は，30,000 円とする。

（認定組織適合性指導者の認定更新基準を満たさない場合の措置）
第 16 条　第 15 条第 1 項の更新申請資格基準を満たさない者であっても，第 11 条第 1 項の更新申請資格基準を満たしている場合には認定 HLA 検査技術者として更新することができる。
2　申請手続きは，第 11 条第 2 項及び第 3 項に従う。
3　次回の更新時に認定組織適合性指導者の更新申請資格基準を満たしていれば，認定組織適合性指導者へ認定変更することができる。

（再試験）

第 17 条　認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者の試験が不合格となった場合には，その翌年度から 2 年度間に限り再試験を受験することができる。

2　認定 HLA 検査技術者の認定再試験の受験を申請しようとする者は，別記様式第 6 の 1 を委員会事務局に所定の期日までに提出しなければならない。

3　認定組織適合性指導者の認定再試験の受験を申請しようとする者は，別記様式第 6 の 2 を委員会事務局に所定の期日までに提出しなければならない。

4　認定再試験の受験を申請する者は，再試験料を委員会事務局に所定の期日までに納入しなければならない。

（1）認定 HLA 検査技術者の認定再試験料は，5,000 円とする。

（2）認定組織適合性指導者の認定再試験料は，10,000 円とする。

（認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定証の記載事項変更及び再交付手続き）

第 18 条　認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定証の記載事項に変更が生じた者は，すみやかに委員会事務局に認定証記載事項変更及び再交付申請書（別記様式第 7）を提出しなければならない。

2　認定証の再交付を申請しようとする者は, 別記様式第 6 に再発行の理由を記載し申請しなければならない。

3　認定証の記載事項変更及び再交付を申請する者は，その手数料を事務局に納入しなければならない。

（1）記載事項変更の手数料は 1,000 円とする。

（2）認定書再交付の手数料は，2,000 円とする。

（認定の取り消し）

第 19 条　認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者は次の各項の事由によりその資格を取り消される。

（1）認定 HLA 検査技術者又は認定組織適合性指導者の認定更新をしなかったとき。

（2）学会を退会したとき。

（3）認定 HLA 検査技術者又は認定組織適合性指導者としてふさわしくない行為があったとき。

2　前項（3）の判定は，委員会が審議に基づき，これを行う。

（規則の変更）

第 20 条　この規則の変更は，委員会及び学会の理事会並びに評議員会の議決を経たのち，学会の総会の承認を得なければならない。

（細則）

第 21 条　この規則の実施に関し必要事項は，委員会の議決を経たのち，学会の理事会及び評議員会の承認を得て別に定める。

附　則

この規則は，平成 29 年 10 月 28 日から施行する。

平成 14 年 9 月 25 日改正

この規則が施行された日から 2 年間に限り，認定組織適合性指導者の認定は，別に定める資格特例認定実施要領によって実施する。

平成 14 年度の認定 HLA 検査技術者の認定試験は, 別に定める認定 HLA 検査技術者認定試験実施要領によって実施する。

（平成 14 年 9 月 25 日追加）
平成 15 年度の認定 HLA 検査技術者の認定試験は, 別に定める認定 HLA 検査技術者認定試験実施要領によって実施する。

（平成 19 年 9 月 11 日追加）
病気，出産などやむを得ない事情により更新資格基準を満たすことが出来なかった認定 HLA 検査技術者および認定組織適合性指導者は，理由書を添えて更新延長を申請することが出来るものとする。但し，認定有効期間は更新延長申請の有無によらず認定証に記載された期日までとする。

（平成 20 年 9 月 21 日追加）
実技研修，試験（実技試験を含む）にやむを得ない事情により，申請年度の受講または受験ができないが, 翌年度の受講または受験を希望する場合は，文書により認定制度委員会に申請しなければならない。承認された場合には，翌年度の受講または受験を可となる。但し，申請年度において試験を受験して不合格となった場合は，その申請者は不合格となる。

別表

「認定組織適合性制度の資格申請に係る研究・検査実績等の単位換算表」
（第 8 条，第 11 条，第 12 条及び第 15 条関係）

種　　類	単　位　数	備　　考
原　著　論　文	筆頭者は一つにつき 15 単位とする。	日本組織適合性学会誌に限る。
	共著者は一つにつき 10 単位とする。	
	筆頭者は一つにつき 10 単位とする。	上記以外の組織適合性に関連するものに限る。
	共著者は一つにつき 7 単位とする。	
著　書・　総　説	筆頭者は一つにつき 10 単位とする。	組織適合性に関連するものに限る。
	共著者は一つにつき 7 単位とする。	
学　会　発　表	筆頭者は一つにつき 10 単位とする。	日本組織適合性学会大会に限る。
	共著者は一つにつき 7 単位とする。	
	筆頭者は一つにつき 7 単位とする。	日本組織適合性学会地方会，米国組織適合性学会大会，欧州組織適合性学会大会，国際組織適合性ワークショップ及びアジア・オセアニア組織適合性ワークショップ，オーストラリア・東南アジア組織適合性検査学会に限る。
	共著者は一つにつき 5 単位とする。	
	筆頭者は一つにつき 5 単位とする。	上記以外の組織適合性に関連するものに限る。但し，抄録記録があるもの。
	共著者は一つにつき 3 単位とする。	
学　会　参　加	一回につき 5 単位とする。	日本組織適合性学会大会に限る。
	一回につき 3 単位とする。	日本組織適合性学会地方会，米国組織適合性学会大会，欧州組織適合性学会大会，国際組織適合性ワークショップ及びアジア・オセアニア組織適合性ワークショップ，オーストラリア・東南アジア組織適合性検査学会，日本輸血・細胞治療学会，日本移植学会，日本造血細胞移植学会に限る。
	一回につき 2 単位とする。	上記以外の組織適合性に関する学会に限る。但し，5 年間で 10 単位を限度とする。
実技研修参加	一回につき 5 単位とする。	但し，認定 HLA 検査技術者の更新時において更新資格審査基準が規定単位数に達しない場合に限り 5 単位まで認める。
講　習　会　参　加	一回につき 5 単位とする。	日本組織適合性学会または組織適合性技術者認定制度委員会が主催するものに限る。但し，認定 HLA 検査技術者講習会参加は，認定組織適合性指導者の認定登録更新時には算定しない。
	一回につき 2 単位とする。	日本組織適合性学会または組織適合性技術者認定制度委員会が主催する以外の講習会で委員会が承認したものに限り，5 年間で 10 単位まで認める。但し，認定 HLA 検査技術者に限る。
QC ワークショップ　集　会　参　加	一回につき 5 単位とする。	

Major Histocompatibility Complex　2017; 24 (3): 190–191

平成 30 年度　認定 HLA 検査技術者認定試験申請要領

日本組織適合性学会
理事長　徳永　勝士
組織適合性技術者認定制度委員会
委員長　田中　秀則

認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度規則（以下「規則」と呼ぶ，本誌別頁に記載）に基づき認定 HLA 検査技術者資格認定試験を下記のように実施します。

平成 30 度に受験を予定している者は，今年度までに講習会のみを受講しておく必要があります。また，平成 31 度以降に受験を予定している者も講習会の受講は可能です。なお，講習会の詳細については本誌別頁に記載の「平成 30 年度認定 HLA 検査技術者講習会のお知らせ」をご覧ください。

1　申　請　資　格：　認定 HLA 検査技術者の資格認定試験を申請する者は，申請の前年度までに次の各項の認定試験受験資格基準をすべて備えていなければなりません。

（1）日本組織適合性学会（以下「学会」という。）の会員歴が，入会年度を含み通算して 3 年度以上あること。
（2）組織適合性検査に関する業務経験が 3 年以上あること。
（3）5 年間で技術者履修課程に定められた講習の受講歴があること。
（4）「認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度規則」の別表に示した「認定組織適合性制度の資格申請に係る研究・検査実績等の単位換算表」に従い，過去 5 年間に総単位数 30 単位以上を取得していること。但し，当学会の大会への参加が 5 単位以上含まれていなければならない。

なお，（2）の業務とは，組織適合性に関する検査，研究および教育をいいます。資格審査基準の詳細については，本号別項に記載された規則または学会ホームページ http://jshi.umin.ac.jp/certification/ をご覧ください。

2　申請書提出期限：　平成 30 年 4 月 13 日（金）までに到着するように，簡易書留で下記の事務局へ送付してください。

3　申請書送付先：　〒 113–0033　文京区本郷 7–3–1
東京大学大学院医学系研究科　人類遺伝学分野　内
日本組織適合性学会　認定制度委員会事務局
電話：03–5802–2907，ファックス：03–5802–8619

4　提　出　書　類：　（1）認定 HLA 検査技術者認定申請書と別記様式第 1 および別記様式第 2 の 1 から 2 の 6
（2）申請料振り込み用紙の写し
（3）82 円切手を貼った受験票をお送りするための返信用封筒（申請者へ送れるように住所・氏名などを記載しておいてください。）

必要な申請書類のファイルは，学会のホームページ http://jshi.umin.ac.jp/certification/ からダウンロードしてください。
なお，別記様式第 2 の 5 の貼付用台紙には学会参加証および講習会修了証などの原本を貼り付けてください。資格審査基準証明書（別記様式 2 の 1）の所属長署名・捺印はなくてもかまいません。資格審査結果については，5 月下旬にメールで通知する予定です。

5 申　請　料： 15,000 円
振込先：01720-6-72462
口座名義：日本組織適合性学会認定制度委員会事務局
郵便振替用紙の通信覧に「技術者資格認定試験申請料」と記入し，その下に，「申請者名」を必ず書き込んでください。

6 実技研修会： 研修会の日時・場所等は，申請者に希望場所と日時をメール等で調査後決定し，本人に通知します。実技研修は，規則第 9 条 2 項により全員が受講する必須研修です（QCWS 参加歴の有無によらず）。開催日時は，7 または 8 月の 2 〜 3 日間を予定しています（施設によって異なります）。なお，開催都市は，東京，京都，大阪を予定しています。5 月下旬に資格審査結果と同時に，研修会開催に関するアンケートをメールでお送りいたします。

7 実技・筆記試験： 日　時：平成 30 年 9 月 23 日（日曜日）時間は未定
会　場：まつもと市民・芸術館（長野県松本市深志 3–10–1）
但し，実技試験は QC ワークショップの参加歴がある場合，規則第 9 条 4 項により免除されます。試験日時および会場の詳細は，7 月下旬までに本人に郵送で通知いたします。

8 認定証交付： (1) 大会での受取を希望する場合：第 27 回学会大会の認定制度委員会終了後に，大会事務局で交付する予定にしております。
(2) 発送を希望する場合：発送による認定証交付を希望される場合は，宅配便の着払いで発送させていただきますので，ご了解ください。

Major Histocompatibility Complex　2017; 24 (3): 192–193

平成 30 年度　認定組織適合性指導者資格認定試験申請要領

日本組織適合性学会
理事長　徳永　勝士
組織適合性技術者認定制度委員会
委員長　田中　秀則

認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度規則（以下「規則」と呼ぶ。）に基づき認定組織適合性指導者資格認定試験を下記のように実施します。

平成 30 年度に受験を予定している者は，今年度までに講習会のみを受講しておく必要があります。また，平成 31 年度以降に受験を予定している者も講習会の受講は可能です。なお，認定組織適合性指導者講習会は，平成 30 年 9 月 21 ～ 23 日に開催される第 27 回日本組織適合性学会大会の講演などの受講をもって代えます。詳細については，本誌掲載予定の「平成 30 年度認定組織適合性指導者講習会のお知らせ」をご覧ください。

1　申　請　資　格：　認定組織適合性指導者の資格認定試験を申請する者は，申請の前年度までに次の各項の認定試験受験資格基準を，すべて備えていなければなりません。

（1）認定 HLA 検査技術者として登録された年度を含み 3 年度を経過した者。
（2）日本組織適合性学会（以下「学会」と呼ぶ。）の会員歴が，入会年度を含み通算して 7 年度以上あること。
（3）組織適合性検査に関する業務経験が 7 年以上あること。
（4）5 年間で指導者履修課程に定められた講習の受講歴があること。
（5）5 年間で学会が主催する QC ワークショップ集会の参加歴があること。
（6）「認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度規則」の別表に示した「認定組織適合性制度の資格申請に係る研究・検査実績等の単位換算表」に従い，過去 5 年間に総単位数 70 単位以上を取得していること。但し，当学会の大会への参加が 10 単位以上含まれていなければならない。

なお，（3）の業務とは，組織適合性に関する検査，研究および教育をいいます。資格審査基準の詳細については，本号別項に記載された規則または学会ホームページ http://jshi.umin.ac.jp/certification/ をご覧ください。

2　申請書提出期限：　平成 30 年 4 月 13 日（金）までに到着するよう簡易書留で下記の事務局へ送付してください。（注：認定証の交付を郵送で希望される場合は，申請書提出に郵送用の封筒を同封してください。（7「認定証交付」参照）

3　申 請 書 送 付 先：　〒 113–0033　文京区本郷 7–3–1
東京大学大学院医学系研究科　人類遺伝学分野　内
日本組織適合性学会　認定制度委員会事務局
電話：03–5802–2907，ファックス：03–5802–8619

4 提 出 書 類： (1) 認定組織適合性指導者認定申請書と別記様式第 4 および別記様式 2 の 1 から 2 の 6
(2) 申請料振り込み用紙の写し
(3) 82 円切手を貼った受験票をお送りするための返信用封筒（申請者へ送れるように住所・氏名などを記載しておいてください）
必要な申請書類のファイルは，学会のホームページ http://jshi.umin.ac.jp/certification/ からダウンロードしてください。
なお，別記様式第 2 の 5 の貼付用台紙には学会参加証および講習会修了証等の原本を貼り付けてください。資格審査基準証明書（別記様式 2 の 1）の所属長署名・捺印はなくてもかまいません。資格審査結果については，5 月下旬にメールで通知する予定です。

5 申 請 料： 30,000 円
振込先：01720-6-72462
口座名義：日本組織適合性学会認定制度委員会事務局
郵便振替用紙の通信覧に「指導者資格認定試験申請料」と記入し，その下に，「申請者名」を必ず書き込んでください。

6 試 験： 筆記試験：日　時：平成 30 年 9 月 23 日（日曜日）時間は未定
会　　場：まつもと市民・芸術館（長野県松本市深志 3–10–1）
試験日時および会場の詳細は，7 月下旬までに本人に郵送で通知いたします。

7 認 定 証 交 付： (1) 大会での受取を希望する場合：第 27 回学会大会の認定制度委員会終了後に，大会事務局で交付する予定にしております。
(2) 発送を希望する場合：発送による認定証交付を希望される場合は，宅配便の着払いで発送させていただきますので，ご了解ください。

Major Histocompatibility Complex　2017; 24 (3): 194–195

平成 30 年度　認定組織適合性指導者および認定 HLA 検査技術者認定証更新申請要領

日本組織適合性学会
理事長　徳永　勝士
組織適合性技術者認定制度委員会
委員長　田中　秀則

平成 25 年度（2013 年度）に認定を受けられた方は，来年度（平成 31 年度）に更新を迎えられます。下記の更新基準を満たしているか否かをご確認いただき，必要書類を提出して更新手続きを行ってください。

なお，やむを得ない事情により更新資格基準を満たさなかった場合には，更新延長を申請出来ます。詳しくは認定制度規則の附則（平成 19 年 9 月 11 日及び平成 20 年 9 月 21 日追加）をご覧下さい。

1　申　請　資　格：（認定 HLA 検査技術者）

（1）「認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度規則」の別表に示した「認定組織適合性制度の資格申請に係る研究・検査実績等の単位換算表」に従い，認定資格取得後 5 年間で，総単位数 30 単位以上を取得していること。但し，当学会の大会への参加が 5 単位以上含まれていなければならない。

（2）更新申請年度の過去 2 年間に技術者履修課程に定められた講習を 1 回以上受講していること。

（3）更新申請年度の過去 5 年間に学会が主催する QC ワークショップ集会への参加があること。

（認定組織適合性指導者）

（1）「認定 HLA 検査技術者及び認定組織適合性指導者認定制度規則」の別表に示した「認定組織適合性制度の資格申請に係る研究・検査実績等の単位換算表」に従い，認定資格取得後 5 年間で，総単位数 70 単位以上を取得していること。但し，日本組織適合性学会誌における原著論文，総説，または学会の大会における発表が 15 単位以上含まれていなければならない。また，原則として，当学会の大会への参加が 15 単位以上含まれていなければならない。

（2）更新申請年度の過去 2 年間に指導者履修課程に定められた講習会を 1 回以上受講していること。

（3）更新申請年度の過去 5 年間に学会が主催する QC ワークショップ集会への参加歴があること。

資格審査基準の詳細については，本号別項に記載された規則または学会ホームページ http://jshi.umin.ac.jp/certification/ をご覧ください。

2　申請書提出期限：　平成 30 年 4 月 13 日（金）までに到着するように，簡易書留で後述の事務局へ送付してください。（注：認定証の交付を郵送で希望される場合は，申請書提出に郵送用の封筒を同封してください。（6「認定証交付」参照）

3　申請書送付先：　〒 113–0033　文京区本郷 7–3–1
東京大学大学院医学系研究科　人類遺伝学分野　内
日本組織適合性学会　認定制度委員会事務局
電話：03–5802–2907，ファックス：03–5802–8619

4　提　出　書　類：（1）認定 HLA 検査技術者の場合
認定 HLA 検査技術者認定更新申請書（様式第 4）および様式第 2 の 1 から 2 の 6
（2）認定組織適合性指導者の場合
認定組織適合性指導者更新申請書（様式第 5）および様式第 2 の 1 から 2 の 6
（3）申請料振り込み用紙の写し
必要な申請書類のファイルは，学会ホームページ http://jshi.umin.ac.jp/certification/ からダウンロードしてください。
なお，別記様式第 2 の 5 の貼付用台紙には学会参加証および講習会修了証等の原本を貼り付けてください。資格審査基準証明書（別記様式 2 の 1）の所属長署名・捺印はなくてもかまいません。資格審査結果については，5 月下旬にメールで通知する予定です。

5　申　　請　　料：　認定 HLA 検査技術者　15,000 円
認定組織適合性指導者　30,000 円
振込先：01720-6-72462
口座名義：日本組織適合性学会認定制度委員会事務局
郵便振替用紙の通信覧に「認定 HLA 検査技術者登録更新料」または「認定組織適合性指導者登録更新料」記入し，その下に「申請者名」を必ず書き込んでください。

6　認定証交付：（1）大会での受取を希望する場合：第 27 回学会大会の総会終了後に大会事務局で交付する予定にしております。
（2）郵送を希望する場合：郵送での認定証交付を希望される場合は，送付先，氏名を記載した A4 用紙が入る封筒に切手を貼付し申請書の提出時に同封してください。

平成 29 年度認定組織適合性指導者登録名簿（敬称略）

（2017 年 10 月 29 日から 2022 年 12 月 31 日）

認定番号	氏　　名	認定番号	氏　　名
S17001	奥平　裕子	S17004	杉本　達哉
S17002	山口恵津子	S17005	藤井　明美
S17003	橋口　裕樹		

平成 29 年度認定 HLA 検査技術者登録名簿（敬称略）

（2017 年 10 月 29 日から 2022 年 12 月 31 日）

認定番号	氏　　名	認定番号	氏　　名
G17001	桝屋　安里	G17006	栗田　絵美
G17002	吉田　雅弥	G17007	杉浦　良樹
G17003	山田麻里江	G17008	古川　良尚
G17004	石橋小百合	G17009	伊藤　　誠
G17005	蟹井はるか	G17010	坂元あい子

平成 29 年度認定組織適合性指導者更新登録名簿（敬称略）

（2017 年 10 月 29 日から 2022 年 12 月 31 日）

認定番号	氏　　名	認定番号	氏　　名
S02003	木村　彰方	S02027	中島　文明
S02007	小林　孝彰	S02030	安藤　麻子
S02011	太田　正穂	S02031	川井信太郎
S02012	益尾　清恵	S02035	成瀬　妙子
S02019	安尾美年子	S12001	清水まり恵
S02020	酒巻　建夫	S12002	石塚　　敏
S02024	猪子　英俊		

平成 29 年度認定 HLA 検査技術者更新登録名簿（敬称略）

（2017 年 10 月 29 日から 2022 年 12 月 31 日）

認定番号	氏　　名	認定番号	氏　　名
G02002	藤野　惠三	G02037	石川登志子
G02006	土田　文子	G02038	木原　正明
G02007	山岡　　学	G02041	小野　明子
G02011	橋口　裕樹	G02046	市原　孝浩
G02012	李　　悦子	G02058	内田　純子
G02015	浅尾　洋次	G07003	泰田　直美
G02020	平田　康司	G07004	伊達　英子
G02024	吉本　千尋	G07007	中山みゆき
G02025	岸野　光司	G12001	小野　　智
G02028	小川　公明	G12002	辻野　貴史
G02030	関　　佐織	G12006	加藤　　道
G02033	石井　博之		